

未来につなぐ相続登記 ～次の世代へのつとめです～  
ご相談は、岐阜地方法務局まで(tel 058-245-3181)

### お知らせ

令和2年中に相続、売買等で名義を変更された場合(共有でお持ちの場合で共有者の中のいずれかの方が名義を変更された場合も含まれます)は、納税義務者が変更となるため、口座振替は引き継がれません。同封の納付書で納付してください。

なお、第2期以降の口座振替をご希望される場合は、金融機関窓口で口座振替の手続きをお願いします(同封の口座振替依頼書をご利用ください)。

★バーコードが印刷されている納付書は、金融機関・郵便局のほかコンビニでも納付できます(ただし納期限まで)。

納期限経過後は、金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局で納付してください。

広告欄

この広告は、市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るための取組みです。  
広告内容に関する質問につきましては広告スポンサーに直接お問い合わせください。(広告スポンサーと岐阜市固定資産税・都市計画税業務とは直接関係ありません。)

※岐阜市使用欄の文面は、令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒(一般納税通知書用【予定】)のものです。  
文面を変更することもありますので、ご了承ください。